

研究論文

TPP 協定交渉の大筋合意と日中韓の FTA 戦略

楊 光洙*

I. はじめに

世界貿易は、1995年に WTO(世界貿易機関: World Trade Organization) が発足した以降、新たな局面を迎えることになった。その背景には、「経済のグローバル化」や「貿易の自由化」という大きな世界潮流がある。それによって世界各国の通商政策は既存の保護貿易政策から自由貿易政策へと転換することになり、貿易に関する多くの規制(主に関税や通関の手続きなど)を緩和する方向へと転じた。貿易の自由化は、モノ(物品)だけではなく、サービス、ヒト、カネ(資本)の移動に係る分野にも広がり、その国際間移動を自由にする動きが活発になった。その国際条約としての形態が FTA(自由貿易協定: Free Trade Agreement) あるいは EPA(経済連携協定: Economic Partnership Agreement) であり¹、これらの協定を利用して多くの国や地域は自国の自由貿易圏を拡大しているのである。(本稿では、FTA と EPA を厳密に区別しないで広い概念として FTA を用いることとする。)

自由貿易に関係する協定は以前からも存在したが、現在のように包括的な FTA は2000年代から世界各国で本格的に進められ、2015年現在282個の FTA が締結されており²、世界貿易の秩序は新たな時代の幕上げを見せたといえよ

う。初期の FTA はどちらかという、主に物品貿易を対象に経済的な相互利益が見込まれる国や地域が締結するのが通常であった。しかし、世界情勢が変わり、2010年代以降では単に経済的な理由だけではなく、政治・外交・安全保障など様々な要素が加わり、「国益」という総合的な観点から二国間のみならず多国間でも締結することになった。その典型が TPP(環太平洋パートナーシップ: Trans-Pacific Partnership、正式には環太平洋戦略的経済連携協定: Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement) で包括的な FTA(モノ、サービス、投資、ヒト、政府調達、知識財産など)の一種類である。

現在の TPP は、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チリ、ペルー、カナダ、米国及び日本の合計12か国が高い水準の包括的な経済連携を想定し、2015年10月の米国のアトランタ閣僚会合において大筋合意を経て、2016年2月にニュージーランドのオークランドにて合意文書に署名したところである³。この TPP は、将来的に APEC(アジア太平洋経済協力: Asia-Pacific Economic Cooperation) まで拡大することを目指しているともいわれている⁴。ある意味で TPP は今本格的に始まったばかりで未知数が多いといえる。参加国の構成が先進国

*長崎県立大学経済学部教授

だけではなく発展途上国も多く含まれており、また参加国のなかではすでに発効しているASEANの加盟国であったり、TPPの参加国間の二国間FTA締結国同士であったり、FTA戦略上の複雑な要素が多く内在している。

先行研究において、ミレヤ・ソリース・片田さおり(2010年)は、FTAが急増する理由について、経済利益の防御を超える多元的な特性を競争概念に取り組みることができることと、特定相手国との外交関係強化を同時に進めることができることを主張した⁵。浦田秀次郎・上久保誠人監訳(2010年)は、FTAの政治経済的分析をベースにアジア太平洋地域の二国間貿易主義による二国間FTA推進の論理を説明した⁶。楊光洙(2012年)は、TPPを通じて米国は環太平洋地域での主導権を維持する一方、東アジア諸国への経済協力とともに安全保障上で中国の台頭を抑制しようとしており、事実上、TPPでは中国を排除する狙いもあると主張した⁷。田代洋一(2012年)は、TPPと関連して米国が中国封じ込め作戦を展開する反面、中国はこれを突破したいアジア太平洋における米中対立時代が2010年に表明化したと指摘した⁸。金堅敏(2013年)は米国主導のTPPに対して中国は安易にのれないことや、蚊帳の外におかれた場合の不利益などジレンマに落ちていると指摘した⁹。阿部一知(2012)は、日中韓FTAにおいて経済的な課題よりも非経済的な問題として領土問題や歴史認識の問題等が障害になっていると指摘した¹⁰。施錦芳・久保英也(2013年)は、日中韓FTAについて日中韓の貿易構造を分析した上で三国間経済の相互依存関係から日中韓FTAの必要性を強調した¹¹。楊光洙・金道堦(2015年)は、中韓FTAを締結することによって、中国は日本を刺激して日中韓FTAを促進したい狙いがある反面、韓国は中国という巨大

市場を確保するとともに中国とともに東アジア地域経済の枠組み形成に主導権を握りたい狙いがあると指摘した¹²。

本論文では、TPP協定交渉の大筋合意を踏まえた上で、東アジア地域経済の秩序にはどのような影響が予想されるのか、また日中韓三国のFTA戦略にはどのような変化が想定されるのかについて論じることとする。

Ⅱ．TPP 協定交渉の大筋合意

1．TPP 協定交渉の経緯

現行のTPPは、原協定(2006年5月28日発効)の条項に従い、その協定の拡大交渉会合として現在の呼び名がついており、その内容は原協定の拡大である。現在の拡大交渉会合は、2008年2月に米国が投資と金融に関する交渉に参加すると表明し、2008年9月に米国の代表(USTR)が原加盟国4か国(P4)の代表とともに拡大交渉の立ち上げの声明を出したことから始まったものである。米国はこの参加表明に先立ち、オーストラリアや日本などの数か国と一緒に参加することを呼びかけたが、当時の日本は自由民主党と公明党の連立政権で参加に意欲をみせたものの、TPPが原則として関税撤廃であることから国内の同意が得られないと判断し、参加を見送った経緯がある。

その後、TPPは2010年3月正式に第1回拡大交渉会合が開かれ、原加盟国に米国、オーストラリア、ベトナム、ペルーの4か国が交渉国として加わり、2010年10月の第3回拡大交渉会合からは更にマレーシアが加わった。2010年11月には交渉国が計9か国になり、2011年11月に拡大交渉は大枠合意に至り、TPPの輪郭が発表された。ここで発表された大枠合意の主な内容は次のとおりである¹³。

- ①包括的な市場アクセス（関税その他の非関税障壁の撤廃）を促進する。
- ②地域全域にまたがる協定（TPP 参加国間の生産とサプライチェーンの発展を促進）にする。
- ③分野横断的な貿易課題を取り込み、APEC 等での作業を進展させる。
 - ・規制制度間の整合性：参加国間の貿易を継ぎ目のない効率的なものにする。
 - ・競争力及びビジネス円滑化：地域の経済統合と雇用を促進する。
 - ・中小企業：中小企業による国際的な取引の促進と貿易協定利用を支援する。
 - ・開発：TPP の効果的な履行支援等により、経済発展の優先課題を前進させる。
- ④新たな貿易課題として革新的分野の製品・サービスの貿易・投資を促進し、競争的な

ビジネス環境を確保する。

- ⑤将来生じる貿易課題や新規参加国によって生じる新しい課題に対応するため、協定を適切に更新する。

また、2012年11月の拡大交渉会合からはカナダとメキシコが加わり、日本が2013年7月の拡大交渉会合に正式に加わることで、現在の計12か国が拡大交渉会合の参加国となっている。TPP 交渉参加12か国の人口は、約8億人（市場規模）で世界の11%を占めることになる。経済規模（12か国の計 GDP、購買力平価ベース）は、約30兆ドルで世界全体の27%を占めている。TPP 交渉国の中では米国が GDP の面で半分以上の58.5%を占める反面、第2の日本が16.1%、ブルネイはただ0.1%にすぎない。すなわち、TPP 交渉国の経済規模の格差は非常に大きい状況である。（表1参照）

表1 TPP 交渉参加国の経済規模と市場規模（2014年）

	GDP（経済規模）				人口（市場規模）		
	総額 （10億 US ドル）	世界での 割合 （%）	TPP での 割合 （%）	1人当たり GDP （US ドル）	総数 （100万人）	世界での 割合 （%）	TPP での 割合 （%）
アメリカ	17,348	15.95	58.5	54,370	319.1	4.48	39.6
日本	4,767	4.38	16.1	37,519	127.1	1.78	15.8
メキシコ	2,149	1.98	7.2	17,950	119.7	1.68	14.9
カナダ	1,596	1.47	5.4	44,967	35.5	0.50	4.4
オーストラリア	1,100	1.01	3.7	46,550	23.6	0.33	2.9
マレーシア	769	0.71	2.6	25,145	30.6	0.43	3.8
ベトナム	513	0.47	1.7	5,656	90.6	1.27	11.2
シンガポール	454	0.42	1.5	83,066	5.5	0.08	0.7
チリ	411	0.38	1.4	23,057	17.8	0.25	2.2
ペルー	373	0.34	1.3	11,860	31.4	0.44	3.9
ニューージーランド	161	0.15	0.5	35,305	4.6	0.06	0.6
ブルネイ	33	0.03	0.1	79,890	0.4	0.01	0.1
TPP の計	29,674		100.0		805.9		100.0
世界の計	108,777	27.28			7121.78	11.32	

注：GDP は、SNA（国民経済計算マニュアル）に基づいたデータ、購買力平価 GDP。
資料：IMF（2015.2.5.）, *World Economic Outlook Databases 2015*.

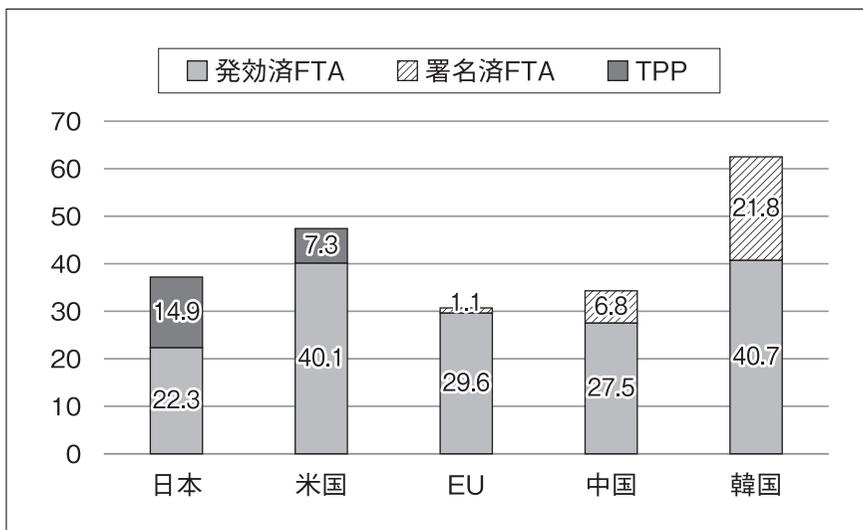
TPP と関連して予想される貿易における FTA カバー率は、日本が TPP の参加によって 14.9% も大きくアップされると見込まれている。日本にとっては、TPP の参加が大きな海外市場の開拓になることを証明する形である。FTA カバー率は、輸出に依存している国や地域にとっては非常に重要な意味を持つ。たとえば、韓国がその一つの例として、FTA カバー率は計 62.5% で近年の輸出依存度¹⁴が 45% 程度を推移し、FTA の役割が非常に高い。すなわち、いかに海外の輸出市場を確保するかが国内の産業や経済成長に重要な意味を持つのである。韓国に比べて日本の輸出依存度は 15% 程度を推移し、それほど高くはないが、産業構造のなかで主力産業（自動車産業、電気・電子産業など）が輸出産業であるため、国内経済への影響は大きいといえる。この意味で日本の FTA カバー率のアップは有効に働くと考えられる。中国の FTA カバー率は 14.3% でやや低めではあるが、中国の輸出

依存度は近年 24% 程度まで上昇してやや高いほうである。ただ、最近中国が過剰設備投資や構造改革の問題によって成長が減速したと見られる。中国はこれからも経済成長率を約 7% 程度に維持するために、国外市場の開拓は必至である。したがって、中国は今後の FTA 戦略に経済成長が左右されるといえよう。（図 1 参照）

2. TPP 協定交渉の大筋合意と主要内容

TPP 協定交渉の分野は、モノ（物品・サービス）の関税だけでなく、ヒト、投資（資本）、知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野での自由化を対象としている。TPP の拡大交渉会合では、域内のモノ・サービス・ヒト・資本の移動を活発化するために、24 分野の作業部会が設けられている。この中で関税に直接関係している分野は、物品市場アクセスである農業、繊維・衣料品、工業の 3 分野だけである。したがって、多くの分野は規制や

図 1 TPP と貿易における FTA カバー率



注：発効済及び署名済 FTA カバー率は、通商白書 2015 より作成。

TPP 協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計（2015年3月21日確定値）

米国は IMF、Direction of Trade Statistics（2015年4月27日）を用いて作成。

出所：内閣官房 TPP 政府対策本部（2016年2月5日）<http://www.cas.go.jp>

表 2 TPP 拡大交渉会合の作業部会（24分野）

1. 首席交渉官会議	13. サービス（越境サービス）
2. 物品市場アクセス（農業）	14. サービス（商用関係者の移動）
3. 物品市場アクセス（繊維・衣料品）	15. サービス（金融サービス）
4. 物品市場アクセス（工業）	16. サービス（電気通信サービス）
5. 原産地規制	17. 電子商取引
6. 貿易円滑化	18. 投資
7. SPS（衛生植物検疫）	19. 環境
8. TBT（貿易の技術的障害）	20. 労働
9. 貿易救済（セーフガード等）	21. 制度的事項
10. 政府調達	22. 紛争解決
11. 知的財産	23. 協力
12. 競争政策	24. 横断的事項特別部会

資料：日本貿易振興機構（2016年2月5日）<https://www.jetro.go.jp> より作成。

制度にかかわる内容になっている。(表2参照)

公表された TPP 協定交渉の大筋合意の内容について、注目すべき点を整理すると、次のとおりである¹⁵。

- ①物品の市場アクセスについては、輸出税の新設・維持の禁止、従価方式での手数料・課徴金の禁止、輸入許可手続変更の場合は施行の60日前までに通報の義務化、輸出許可手続変更の場合は施行後30日以内に公表の義務化など、関税や通関手続きの方針を明確にした。
- ②原産地規則及び原産地手続については、共通の原産地規則や生産完全累積制度の導入、輸出者及び生産者または輸入者自らが原産地証明書を作成する制度などを取り入れ、執行の円滑化を図った。
- ③投資については、投資家に対する特定措置の履行要求の禁止、投資家対国家間の紛争解決条項（ISDS:Investor State Dispute Settlement）¹⁶、地域政府の措置に関する国家間協議制度などが導入された。
- ④サービス分野については、ネガティブ・リスト方式の採用、現地における拠点設置要

求の禁止などが導入された。

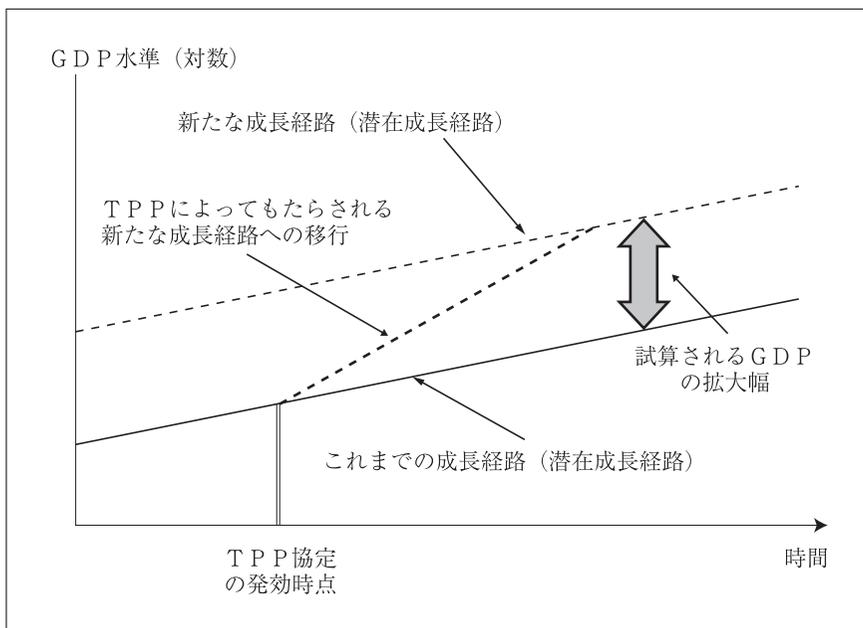
- ⑤衛生植物検疫措置については、輸入検査手続の明確化と情報の入手及び技術的協力ができるようにした。
- ⑥政府調達・競争政策については、WTO 政府調達協定を締結していない国があるため、これに詳細な手続規則や、競争法令の執行における手続の公正な実施及び透明性に関する具体的な規定等が設けられた。
- ⑦商標の保護については、商標関係の国際条約（商標の国際的な出願を一括で行えるようにするマドリッド協定議定書または商標出願手続の国際的な制度調和）や、商標法シンガポール条約の締結の義務化、また地理的表示の保護又は認定のための行政手続や国際協定に従って地理的表示を相互に保護などが設けられた。
- ⑧特許の保護については、既存の国際条約よりも広い特許付与範囲、すなわち植物由来発明や用法発明に関する規定、特許付与までの遅延に対する特許保護期間の補償を規定など、また農薬のデータ保護（保護期間を少なくとも10年間）を明確にした。

- ⑨医薬品の知的財産保護については、医薬品の特許期間延長制度（販売承認の手の結果による効果的な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するために特許期間の調整を利用可能なものとする制度）、新薬のデータ保護期間に係るルールの構築、特定の医薬品（後発医薬品等）の販売に関する措置などが設けられた。
- ⑩意匠（デザイン）の保護は、複数国での意匠の保護のための出願を一括で行えるようにする意匠国際登録ジュネーブ改正協定の締結促進や、意匠の保護に関する規定が設けられた。また、著作権の保護については、著作権等の保護期間、技術的保護手段・権利管理情報の保護等に関する共通規範を提示した。
- 物品の貿易については、各国の譲許表に従い、関税を削減や撤廃することを規定す

るとともに、内国民待遇、輸出入の制限、再製造品の取扱い、輸出入許可手続の透明性、行政上の手数料及び手続、輸出税など、物品の貿易を行う上での基本的な規則を示している。また、農林水産物の貿易に関連する輸出補助金、輸出制限などについても規定するほか、遺伝子組換え作物に関する情報交換などに関する規定も明確にした。本章の附属書である譲許表には、個別品目の関税の削減または撤廃の方式、関税割当の詳細、個別品目のセーフガードなどの規則が設けられている。

TPP 協定交渉の合意内容は、物品貿易の関税以外の投資・サービスに係る市場アクセスの改善や、広い分野に及ぶことでその経済効果も関税によるものだけではなく、非関税措置（貿易円滑化等）によるコスト縮減、貿易・投資の促進効果、貿易・投資

図2 TPP協定の経済効果による新たな成長経路



出所：内閣官房 TPP 政府対策本部（2016年2月5日）<http://www.cas.go.jp>

が促進されることで生産性が向上することによる経済効果など、総合的な経済効果がある。それで経済成長に大きく寄与すると期待している。(図2参照)

他方、TPP では参加国間の紛争を避ける機能として投資家対国家間の紛争解決条項 (ISDS) が導入されているが、その内容が先進国と発展途上国との関係を配慮した形で機能すればよいが、もし先進国の論理で機能するとすれば、経済発展水準や産業構造、関連法律や制度、金融制度や資本の蓄積などが発達していない国 (主として発展途上国) には不利に作用する可能性が高く、結果的には域内の受益格差を生じさせることになると考えられる¹⁷。また、TPP の場合は先進国と発展途上国が混合しているため、利害関係が対立し、二国間 FTA の規定のように細かい部分が決めづらい側面がある。これは、先進国である米国や日本主導の TPP に対して、中国が指摘する問題点でもある。それに対して RCEP では基本的に発展途上国の立場 (産業特性や経済発展の水準など) から規則を策定するというので、RCEP の主導権を握りたい中国の思惑があると思われる。

今度の TPP 協定交渉の大筋合意は日本にとって内容も重要であるが、時期的にも重要な意味を持っている。すなわち、国内的には国政選挙を控えており、国外的には FTA 戦略の次のステップとして RCEP や日中韓 FTA の交渉が控えているからである。しかし、このために日本は、まず中国との外交関係の改善が主要なポイントになることが予想される。

Ⅲ . TPP の大筋合意と日中韓の FTA 戦略変化

日本は、2015年末現在、ASEAN 諸国を中心

に15か国・地域との FTA が発効済・署名済であり、発効済・署名済の FTA 相手国との貿易が貿易総額に占める割合は22.35%である (韓国:62.5%、米国:40.1%、EU:30.7%)。それに TPP 協定交渉の大筋合意が成立したことで FTA 交渉中のすべての相手国を加えると、日本の貿易が貿易総額に占める割合は84.61%に達する。経済規模や市場規模からみると、これまで日本が参加している FTA のなかでは TPP が一番大きな自由貿易圏になる見込みである。(表3参照)

環太平洋地域での TPP の動きに対して、東アジア地域の ASEAN では、「経済」、「政治・安全保障」、「社会・文化」を柱とする「ASEAN 共同体」のうち、AEC (ASEAN 経済共同体: ASEAN Economic Community) を2015年12月31日に急いで発足 (当初は2020年に発足予定) させた¹⁸。この AEC は、ASEAN 域内のモノ、サービス、ヒト、カネの移動の自由化や基準の共通化を図り、貿易や投資を強化・拡大するためのものである。ASEAN の貿易の自由化は1993年にスタートし、段階的に関税が引き下げられ、先発のタイやシンガポールなど6か国は2015年ほとんどの品目の関税がゼロであり、後発のベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアなどの4か国も一部のセンシティブ品目を除き、2018年までには関税を撤廃することになっている。(表4参照)

ASEAN は、なぜこの時期に AEC を発足させたのか。そもそも ASEAN は、政治体制 (民主主義国家のインドネシアとフィリピン、共産党一党支配のベトナム、王国のブルネイ、軍事政権のタイなど)、宗教や民族もばらばらである。1人当たりの GDP は、シンガポールの55,000ドルに対し、ミャンマーはおよそ900ドルで約50倍以上の格差がある¹⁹。ASEAN は、

表3 日本のEPA/FTAの状況(2015年6月現在)

	相手国	貿易規模
発効済み・署名済み	ASEAN(2008年12月から順次発効)	14.67%
	・シンガポール(2002年11月発効)	
	・マレーシア(2006年7月発効)	
	・インドネシア(2008年7月発効)	
	・ブルネイ(2008年7月発効)	
	・フィリピン(2008年12月発効)	
	・タイ(2007年11月発効)	
	・ベトナム(2009年10月発効)	
	メキシコ(2005年4月発効)	0.99%
	チリ(2007年9月発効)	0.66%
	スイス(2009年9月発効)	0.68%
	インド(2011年8月発効)	1.01%
	ペルー(2012年3月発効)	0.17%
オーストラリア(2015年1月発効)	4.15%	
モンゴル(2015年2月署名)	0.02%	
	計22.35%	
交渉中等	中国	20.48%
	韓国	5.65%
	ニュージーランド	0.34%
	米国	13.33%
	カナダ	1.28%
	コロンビア	0.15%
	EU	9.91%
	GCC	10.93%
	トルコ	0.19%
		計62.26%
	そのほか TPP、RCEP、日中韓、日中、日韓	

注：貿易規模は、日本の貿易総額に占める相手国の割合である。

出所：外務省(2016年2月5日) <http://www.mofa.go.jp>、財務省(2016年2月5日) <http://www.mof.go.jp> より作成。

内政不干渉や全会一致という原則により、意思決定や問題解決に時間がかかることや、強いリーダーがないなどが大きな弱みである。AECの発足を前倒した理由としては、FTAの世界的な潮流と東アジア地域を巡る国際情勢の変化、TPPやRCEPといった大きなFTAネットワークの急速な拡大、中国経済とインド経済の巨大化などへの対応などが考えられる。世界のFTA傾向は、多国間での自由貿易圏を確保することで、自国の国益を強化しようとしてい

る。とくに、TPP協定の成立が近づいていることや、中国経済とインド経済が大きくなるにつれ、ASEANの存在感が薄くなる恐れがあることが大きいとみられる。また、RCEPの交渉次第によっては、ASEANの立場が弱くなることもありうるからと考えられる。それで、前倒してAECを発足させたものの、2025年の完成に向けては、熟練労働者の移動、金融機関進出の規制、非関税障壁の撤廃の問題などまだまだ解決しなければならない課題が山積している。

表 4 ASEAN 諸国の関税撤廃

	2002年	2006年	2008年	2010年	2015年	2018年
タイ シンガポール フィリピン マレーシア インドネシア ブルネイ	5 %	0 %	0 %	0 %		
ベトナム	5 %へ				0 % (一部)	0 %
ラオス ミャンマー	5 %へ					
カンボジア	5 %へ					

出所：日本放送（2015年2月5日）「時論公論」<http://www.nhk.or.jp> より作成。

このような東アジア地域の情勢変化がある背景に、TPP 協定交渉の大筋合意が成立したことで、日本は FTA 戦略上大きなハードルを超えたと言える。これから日本は ASEAN との関係維持や、東アジア地域においても一つの大きな市場規模を持っている RCEP の交渉を成功させなければならない状況にある。しかし、RCEP は中国が主導権を誇示したい思惑があり、日本にとっては韓国やインドとの関係も絡んで TPP のように米国と歩調を合わせながら主導権が発揮できるかは未知数である。そして日本が RCEP の交渉よりも日中 FTA ならびに日韓 FTA そして日中韓 FTA のうち、どちらを優先するかは戦略的な意味が大きいところである。明確なことは、RCEP よりも日中韓 FTA がある程度決まらない限り、RCEP の進展は望めないということである。なぜならば、RCEP の論理を発展途上国にしたいという中国の思惑があることで、中国はそれを日中韓 FTA の場で事前に試しておきたいからである。これには韓国も同調する可能性が高いし、韓国の立場からも都合のいい環境づくりである。もちろんインドという大きな変数があるが、インドも発展途上

国の立場からのアプローチすることが予想されるので、全体的な流れから見ると、日本の思惑のように進む可能性が低いとみられる。

しかし、中国において、TPP 協定交渉の大筋合意は東アジア地域での主導権争いで日本に一步遅れた格好になり、今後 RCEP 交渉を進めるうえで東アジア諸国を説得する新しい材料がもっと必要になってきたといえよう。なぜならば、米国が東アジア諸国に RCEP よりもまず TPP への参加を呼びかける戦略をとっており、東シナ海の領土問題とも絡んで関係国に積極的に働きかけをしているからである。これに日本がどのような舵取りをするかは不明であるが、日本にとっては非常に難しい選択になることは明らかである。

現実的に日中関係や日韓関係が非経済面において悪化している状況のなかで、RCEP の交渉がそれほど進まない状況にある。それにしても TPP がこのまま順序に進むとは限らない。なぜならば、米国の大統領選挙によって TPP に対する政策が変わる可能性もあるからである。したがって、日本にとっては、RCEP の交渉よりも EU との交渉を先に進める選択肢もある。そ

もそも日本とEUとのFTA交渉は以前から日本側から望んだものであるが、EUが域内の事情で先送りしてきた経緯がある。EUは日本とのFTA交渉においてとくに自動車および関連部品の分野がEU域内で敏感に反応し、交渉の障害になっていた背景がある。しかし、最近になってEUが日本とのFTA交渉に応じるようになった理由としては、多くの日本の自動車はEUの現地生産体制になっており、EU加盟国内での財政問題が起り、資金調達面で日本側の支援が必要なことで交渉が始まったとも言われている。日本側から見れば、TPPがある程度片付いた現段階でよいタイミングともいえる。

中国にとっては、TPP協定交渉の大筋合意は東アジア地域での主導権争いにおいて重要な意味があると受け止めている。それは、中国が既存のFTA基本戦略においてASEANと日中韓FTAを基礎にRCEP(東アジア地域包括的経済連携: Regional Comprehensive Economic Partnership)を完成させることで、東アジア地域の経済秩序を確立しようとしたからである。しかし、ASEANのAEC発足やTPPの成立は、想定はしたものの、最近中国の国内経済の状況と周辺の国際情勢の変化から軌道修正をやらざるをえない状況であるといえよう。なぜならば、中国は中韓FTAの締結(2015年2月25日署名)により日本を刺激し、日中韓FTAやRCEPの交渉を促進させる思惑もあったが、TPP協定交渉の大筋合意ができたことで、日本は逆に日中FTA交渉をゆっくり進められる時間を得たともいえる。したがって、中国は既存のFTA基本戦略から日中韓FTAよりもRCEPを実現するためにはASEAN諸国との関係改善に主力しざるを得なくなった。すなわち、ASEAN諸国には南シナ海の領有権問題をめぐって、中国と

対立するフィリピンとベトナムがある。これに対してはカンボジアとラオスが中国の立場を擁護するものの、ASEAN諸国全体が歩調を合わせることはできない。一方、南シナ海の領有権問題に対して中国の動きに警戒を強める米国は、ASEANとの関係を強化するため、現在TPPに参加している4か国に加えてインドネシア、フィリピン、タイなどにも参加を呼びかけるとともに、TPPを通じて東アジア地域への影響力を強めようとする思惑がある。これも中国にとっては大きな負担になりそう。

韓国は、対外輸出構造からみると、中国市場の重要性がますます高くなっており、中韓FTAを通じてその関係はもっと強化されるとみられる。これは韓国にとってTPPに対抗するものではなく、むしろ今後TPPに参加することで、世界の大きな市場をすべてFTAネットワークにするFTA基本戦略(韓国を世界のFTAハブにする計画)の一環である。韓国は、すでにEUをはじめ、米国、中国、インドなど、FTAによる大きな輸出市場を確保しており、残りの大きな市場としては唯一日本市場が確保されていない状況である。現在、日韓FTAの交渉は中断されているままである。ある意味で日本との関係はTPPに参加することで代行できるという考えもある。韓国はすでにTPPに参加することを表明して準備をしているが、正式にTPP交渉に参加するためには現在の全TPP交渉国の同意が必要であることから、韓国の正式なTPP参加は協定が完成した後になる可能性も高いと考えられる²⁰。このように韓国の日本市場に対するFTA戦略もあるが、それ以外に日韓FTAがなかなか進まない理由としては、貿易構造(韓国は構造的に日韓貿易上の慢性的な赤字状態)からの問題、歴史認識の問題や領土問題などが重なり、外交上うまく進まない状

況にある。いずれにせよ、韓国は経済面での中国（最大の貿易相手国）と、安全保障面での米国（特に北朝鮮の核開発、ミサイル開発の問題等への対応）の二つの大国に挟まれ、苦しい選択の立場にあることは明らかである。

IV . まとめ

日本は、TPP 協定交渉の大筋合意が得られたことで、FTA 戦略において大きなやまばを乗り越えたと言えよう。TPP 協定交渉の大筋合意の内容から見たように、国内で懸念した多くの部分がある程度緩和したように見える。それで国内的には、すでに農林水産分野の対策（2016年度予算に計上済み）に乗り出している。しかし、対外的には中国と韓国との外交関係や、TPP と関連した日中 FTA、日韓 FTA、日中韓 FTA、RCEP などのロードマップを再検討する必要が出てきたと言えよう。

中国は、中韓 FTA の締結によって韓国との経済連携が強化されたものの、ASEAN 諸国との関係では東シナ海の領土問題のことで歪ができており、日本との外交関係が改善されない限り、東アジア地域での主導権の誇示は難しい状況である。いずれにせよ、世界経済の観点から見ても、東アジア経済の観点から見ても、米国と中国（G2）の東アジア地域を巡る主導権争いはこれからもますます激しくなることは間違いないであろう。そのなかで中国の FTA 基本戦略は、東アジア地域を軸に動くことは不変であろう。

韓国は、まず経済的な面では中国を選択し、安全保障の面では米国を選択した形であるが、日本との関係は経済面でも安全保障の面でも協力しざるを得ないパートナー関係にある。韓国の輸出産業や貿易構造は日本と類似した点が多

く、両国が国際競争力を維持するためにも経済的な連携はもちろん、外交関係でも歩調を合わせることもっと必要になってくると予想される。将来、世界経済の成長センターとして東アジア地域を持続可能なものにするためにも、日中韓三国の FTA ネットワークは欠かせないことになるであろう。

注

- 1 厳密に言えば、FTA が主にモノ（物品・サービス）を対象にすることにに対し、EPA はモノに加えてヒトや投資（資本）も対象にしているもっと広い概念であるが、現実には FTA が代表的な言葉としてよく用いられる。
- 2 WTO (2016 2 5), <http://rtais.wto.org> のリストによる統計。
- 3 そもそも TPP は、2005年6月にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4か国（原加盟国：P4）間で調印し、2006年5月に発効した FTA で、米国が2010年3月から参加を表明した以降、関係国に参加を呼びかけ、現在の12か国になっている。
- 4 APEC は、1989年にオーストラリアのホーク首相（当時）が呼びかけて設立され、現在はアジア太平洋地域の22の国と地域（経済規模で世界全体の GDP の約6割、世界全体の貿易量の約5割、世界人口の約4割）が参加する経済協力の枠組み（法的な拘束力が無い）で、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、経済・技術協力等に関する国際フォーラムである。
- 5 ミレヤ・ソリス・片田さおり「FTA 急増のメカニズム：政策拡散理論による分析」ミレヤ・ソリス、バーバラ・スターリングス、片田さおり編、岡本次郎訳（2010年）『アジア太平洋の FTA 競争』勁草書房、3 31頁。
- 6 浦田秀次郎・上久保誠人監訳（2010年）『FTA の政治経済分析 アジア太平洋地域の二国間貿易主義』文眞堂。
- 7 楊光洙（2012年）「日中韓の自由貿易政策と地域経済協力」『東アジア評論』第4号、長崎県立大学東アジア研究所。
- 8 田代洋一「アジア太平洋時代における TPP の政治と経済」田代洋一編著（2012年）『TPP 問題の新局面 とめなければならぬこれだけの理由』大月書店。
- 9 金堅敏（2013年）「中国のアジア経済統合戦略：FTA、RCEP、TPP」『研究レポート』No 412、富士通総研（FRI）経済研究所。
- 10 阿部一知（2012）「日中韓 FTA の意義と課題」『日立総研』第2号、日立総合計画研究所。

- 11 施錦芳・久保英也(2013年)「貿易構造からみた日中韓 FTA の実現可能性」『彦根論叢』No.395、滋賀大学経済経営研究所。
- 12 楊光洙・金道燠(2015年)「中韓 FTA 妥結の意味と日本の課題」『東アジア評論』第7号、長崎県立大学東アジア研究所。
- 13 内閣官房 TPP 政府対策本部(2016年2月5日) <http://www.cas.go.jp> より作成。
- 14 ここでの輸出依存度は、UN(2016.2.5), *Monthly Bulletin of Statistics Online*, <http://unstats.un.org> の推移によるものである。
- 15 前掲書、内閣官房 TPP 政府対策本部より作成。
- 16 ISDS 条項とは、多国間 FTA における企業と政府との紛争解決方法を定めた条項のことである。
- 17 この ISDS の事例(カナダ)については、日本農業新聞取材班『まだ知らされていない韓国 TPP ~ 主権侵害の正体を暴く ~』創森社、141-146頁を参考せよ。
- 18 この ASEAN と AEC については、清水一史(2012年)「ASEAN の経済統合と経済共同体(AEC)」山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著『通商政策の潮流と日本』勁草書房を参考せよ。
- 19 IMF(2016.2.5), *International Financial Statistics Yearbook 2014*。
- 20 これには現 TPP 交渉国だけでも合意が難しい問題が多いことや、中韓 FTA の締結、中国主導のアジアインフラ投資銀行(AIIB)への参加などから、米国が韓国の参加を交渉の場ではなく、完成後に参加させるという思惑があるともいわれている。

参考文献

- 浦田秀次郎・上久保誠人監訳(2010年)『FTA の政治経済分析 アジア太平洋地域の二国間貿易主義』文眞堂。
- 田代洋一編著(2012年)『TPP 問題の新局面 とめなければならないこれだけの理由』大月書店。
- 日本農業新聞取材班『まだ知らされていない韓国 TPP ~ 主権侵害の正体を暴く ~』創森社。
- ミレヤ・ソリース、パーバラ・スターリングス、片田さおり編、岡本次郎訳(2010年)『アジア太平洋の FTA 競争』勁草書房。
- 山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著『通商政策の潮流と日本』勁草書房。
- 阿部一知(2012)「日中韓 FTA の意義と課題」『日立総研』第2号、日立総合計画研究所。

- 金堅敏(2013年)「中国のアジア経済統合戦略: FTA、RCEP、TPP」『研究レポート』No.412、富士通総研(FRI)経済研究所。
- 施錦芳・久保英也(2013年)「貿易構造からみた日中韓 FTA の実現可能性」『彦根論叢』No.395、滋賀大学経済経営研究所。
- 楊光洙(2012年)「日中韓の自由貿易政策と地域経済協力」『東アジア評論』第4号、長崎県立大学東アジア研究所。
- 楊光洙・金道燠(2015年)「中韓 FTA 妥結の意味と日本の課題」『東アジア評論』第7号、長崎県立大学東アジア研究所。
- 外務省(2016年2月5日) <http://www.mofa.go.jp>。
- 財務省(2016年2月5日) <http://www.mof.go.jp>。
- 内閣官房 TPP 政府対策本部(2016年2月5日) <http://www.cas.go.jp>。
- 日本放送(2015年2月5日)「時論公論」<http://www.nhk.or.jp>。
- 日本貿易振興機構(2016年2月5日) <https://www.jetro.go.jp>。
- IMR(2016.2.5), *International Financial Statistics Yearbook 2014*。
- UN(2016.2.5), *Monthly Bulletin of Statistics Online*, <http://unstats.un.org>。
- WTO(2016.2.5), <http://rtais.wto.org>。